

### 広告掲載取扱要領

「元離宮二条城ホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	元離宮二条城ホームページ (日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語)
	ホームページアドレス	https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp
	ホームページの内容	元離宮二条城の概要、お知らせ、イベント情報等の発信や電子チケットの販売。
	アクセス数	トップページのPV数は約75,000件/月、総PV数は約464,000件/月です。(令和6年1月～12月の平均値) ※このデータはグーグルアナリティクスを使用して算出した参考数値であり、毎月のアクセス数を保証するものではありません。
広告の規格	広告掲載位置	元離宮二条城ホームページトップページ下部 (個別の掲載位置を指定することはできません。)
	広告データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦156ピクセル×横294ピクセル</li> <li>ファイル形式は、GIF(画像に変化、移動のないもの、アニメ不可、透過型不可。)又はJPEG。</li> <li>データ量はバナー1つにつき、20キロバイト以内</li> </ul>
	枠数	各言語のホームページにつき、12枠(合計60枠) ※1枠から応募できます。
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。</li> <li>ALT属性は自由に設定することができます。</li> <li>点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。</li> <li>文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。</li> <li>解像度については、適正な処理を行い、鮮明に表示されるよう配慮してください。</li> <li>複数言語でバナー広告掲載を希望される場合、言語に合わせてバナー画像を変更することは可能です。</li> <li>「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。</li> <li>広告枠の下部に以下の文章を掲載します。 「(注意) 広告をクリックすると別ウインドウを開いて外部サイトへリンクします。本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問合せください。」</li> </ul>
掲	広告料金(税込み)	月額5,000円/枠

載 条 件	広告掲載期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中において、各月の初日を始期とした1箇月単位の任意の期間を指定することができます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の1週間前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿していただきます。
掲 載 基 準	関係規程 (必ずお読みください)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市広告事業実施要綱</li> <li>・京都市広告掲載基準</li> </ul>
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申 込 手 続 等	申込資格	契約の相手方は広告主又は広告代理店等とします。そのほかの申込み資格の詳細は、京都市広告事業のホームページを御覧ください。
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ（<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html</a>）からダウンロード可）に、掲載を希望するホームページの言語名（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語）など必要事項を記載のうえ、以下の申込先に御提出ください。</li> <li>・ 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。</li> <li>・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書とあわせて御提出ください。</li> </ul>
	申込期間	令和7年2月13日（木）から全枠決定するまで。書類の受付は、午前9時から午後5時まで行います。（ただし、休城日（12月29日～12月31日）を除く。）
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要項等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
そ の 他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。</li> <li>・ <u>広告申込みに当たっては、掲載を希望するホームページ言語名（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語）を広告掲載申込書（第3号様式）の備考欄に必ず記載してください。</u> なお、複数の言語ホームページでバナー広告掲載を希望する場合は、当該枠ごとに広告料金を納めていただく必要があります。（例：日本語と英語のホームページで広告掲載を希望する場合は月額10,000円）</li> <li>・ 広告掲載者（広告主、広告代理店）とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p style="text-align: center;">その他の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。(分割不可)</li> <li>・ 広告データについては、事前に審査を行います。(内容により、修正等をお願いする場合があります。) また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象です。</li> <li>・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。(差替えを行う場合は新しいデータを御用意ください。)</li> <li>・ 広告の内容等が、広告の規格から逸脱している場合は広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告掲載を取り消すことがあります。</li> <li>・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。</li> <li>・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。</li> <li>・ 掲載期間中の広告の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。</li> <li>・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還いたしません。</li> <li>・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。</li> <li>・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">お申込み・お問い合わせ先</p>	<p>京都市元離宮二条城事務所 (担当：遠藤、細川)</p> <p>〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地</p> <p>電話番号 : 075-841-0096 FAX番号 : 075-802-6181</p> <p>Eメール : <a href="mailto:nijojo@city.kyoto.lg.jp">nijojo@city.kyoto.lg.jp</a></p>